訴　　状

平成３０年１月１９日

東京地方裁判所民事部　御中

原　　告　　榊　　原　　拓　　紀

当事者の表示　　別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額　　５００万円

貼用印紙額　　３万円

第１　請求の趣旨

１　被告らは，原告に対し，連帯して金５００万円及びこれに対する平成２９年１２月２０日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

２　訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第２　請求の原因

１　当事者等

（１）原告

原告は，被告オリンパス株式会社（以下，「**被告会社**」という）に平成２８年６月１日に入社し，法務本部法務部に所属する組織内弁護士である（**甲１**）。

（２）被告会社，被告菊池及び被告松下

被告会社は，デジタルカメラ，医療用内視鏡，顕微鏡等の製造販売を主たる業とする株式会社である。

被告菊池勉（以下，「**被告菊池**」という）は，原告の入社時から現在まで被告会社の法務本部法務部長で，法務部を統括する権限を有し，被告会社法務部員として下記第２・２で述べるＯＳＺ案件を担当し，また原告の直属の上司である。

被告松下あゆむ（以下，「**被告松下**」という）は，原告の入社時から現在まで被告会社の人事本部人事部長で，人事部を統括する権限を有する。

（３）訴外[redacted]

訴外[redacted]（以下，「**訴外[redacted]**」という）は，平成１３年６月１日に被告会社に入社し，平成１９年１１月に被告会社のグループ会社のＯｌｙｍｐｕｓ　Ｃｈｉｎａ　Ｃｏ．，　Ｌｔｄ．（以下，「**ＯＣＮ**」という）法務部長に，平成２３年４月に兼務で被告会社のグループ会社のＯｌｙｍｐｕｓ

Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ ｏｆ Ａｓｉａ Ｐａｃｉｆｉｃ Ｌｉｍｉｔｅｄ（以下，「**ＯＣＡＰ**」という）のＣｏｒｐｏｒａｔｅ Ｇｏｖｅｒｎａｎｃｅ Ｄｉｖｉｓｉｏｎ（以下，「**ＯＣＡＰ ＣＧＤ**」という）マネージャーに，平成２５年６月に兼務で被告会社法務部長付の職位についた者である。

ＯＣＡＰは，被告会社のアジア地域統括子会社であり，その子会社にＯＣＮがあり，さらにＯＣＮの子会社に下記第２・２で述べるＯＳＺがある。

ＯＣＡＰ ＣＧＤは，ＯＣＡＰ及び同社の子会社に関する法務，コンプライアンス業務等を所管する部署で，またＯＣＮ法務部はＯＣＮ及び同社の子会社に関する法務，コンプライアンス業務等を所管する部署である。

上記に基づき，訴外[redacted]は，ＯＣＡＰ ＣＧＤマネージャー兼ＯＣＮ法務部長として，下記第２・２で述べるＯＳＺ案件を担当していた。

なお，ＯＣＮ法務部は，平成２９年４月に，ＯＣＮグループ会社の組織再編により，その機能をＯＣＮの子会社のＯｌｙｍｐｕｓ Ｂｅｉｊｉｎｇ Ｓａｌｅｓ ＆ Ｓｅｒｖｉｃｅ Ｃｏ．， Ｌｔｄ．（以下，「**ＯＣＳＭ**」という）に移管し，訴外[redacted]は，これに基づきＯＣＳＭ法務部長の職位についた。

２ ＯＳＺ案件

（１）概要

ＯＣＮの子会社で，中華人民共和国深セン市に所在するＯｌｙｍｐｕｓ Ｓｈｅｎｚｈｅｎ Ｉｎｄｕｓｔｒｉａｌ Ｌｔｄ．（以下，「**ＯＳＺ**」という）は，平成１８年に同国北京税関総署の実施した監査の過程で発覚したいわゆるマイナス理論在庫問題による制裁リスクへの対応のため，同署より担当を引き継いだ深セン税関当局と交渉するにあたり，平成２５年１２月頃に，同国のコンサルティング会社の安平泰投資発展有限公司（以下，「**安平泰**」という）との間でコンサルティング契約及びこれに関連したＯＳＺ保有の寮の譲渡契約を締結した。

訴外[redacted]を含むＯＣＡＰの複数の関係者は，ＯＳＺによる安平泰の起用について，同社が深セン税関当局へ贈賄資金を流通させるためのダミー会社であり，米国連邦海外腐敗行為防止法（Ｆｏｒｅｉｇｎ　Ｃｏｒｒｕｐｔ　Ｐｒａｃｔｉｃｅｓ　Ａｃｔ），英国贈賂防止法（Ｂｒｉｂｅｒｙ　Ａｃｔ　２０１０），中華人民共和国贈収賄関係法令，日本国不正競争防止法等の贈収賄法令違反のリスクを指摘して財務稟議において反対したものの，被告会社の決定に基づき，安平泰が起用された。

深セン税関当局との紛争は解決したものの，ＯＳＺは，上記コンサルティング契約及び寮の譲渡契約に基づき，安平泰より寮の引渡しないし填補賠償請求訴訟を受けている（以下，本項記載の事実関係をまとめて「**ＯＳＺ案件**」という）。

なお，訴外[redacted]は，平成２７年７月２日に，ＯＳＺ案件について，米国司法省の要請により，証人としてインタビューを受けたことがある。

（２）Ｓ調査委員会報告書

被告会社は，平成２７年頃に，ＯＳＺ案件について，訴外[redacted]を含むＯＣＡＰ関係者から贈収賄法令違反リスクの指摘を受け，社内調査を実施した。

被告会社は，上記の社内調査にてシャーマンアンドスターリング外国法事務弁護士事務所及び西村あさひ法律事務所を起用し，両事務所が作成した平成２７年１０月２９日付け「最終報告書」と題する報告書（以下，「**Ｓ調査委員会報告書**」という。**甲２**）の結論を踏まえ，平成２８年６月２７日付け「当社及び当社子会社に関する一部報道について」と題する適時開示を実施し，贈収賄法令違反の行為は認められないと結論付けた（**甲３**）。

なお，Ｓ調査委員会報告書は，報道機関の一部報道により，公開情報となっている（**甲４**）。

（３）ＯＣＡＰ　ＣＧＤ，ＯＣＮ法務部及び訴外[redacted]の活動

ＯＣＡＰ　ＣＧＤ及びＯＣＮ法務部は，訴外[redacted]の指揮の下，ＯＳＺ案件に

ついて贈収賄法令違反リスクを検証するため，複数の法律事務所に意見を照会してきた。

その結果，ＯＣＡＰ　ＣＧＤ及びＯＣＮ法務部は，Ｓ調査委員会報告書作成より前の平成２６年頃に，２つの米国の法律事務所（Ｓｑｕｉｒｅ　Ｐａｔｔｏｎ　Ｂｏｇｇｓ　ＬＬＰ及びＢａｋｅｒ　Ｍｃｋｅｎｚｉｅ）から意見書を取得し，さらにＳ調査委員会報告書作成後の平成２９年頃に，３つの米国の法律事務所（Ｄｅｌｏｉｔｔｅ，Ｃｒａｖａｔｈ，　Ｓｗａｉｎｅ　＆　Ｍｏｏｒｅ　ＬＬＰ及びＨｕｇｈｅｓ　Ｈｕｂｂａｒｄ　＆　Ｒｅｅｄ　ＬＬＰ）から意見書を取得した。

ＯＣＡＰ　ＣＧＤ及びＯＣＮ法務部が取得した上記の５つの意見書は，いずれも高い贈収賄法令違反リスクを指摘するものであり，特に平成２９年頃に取得した３つの意見書は，いずれもＳ調査委員会報告書の問題点を指摘し，被告会社から独立した調査主体による徹底した再調査を提言するものであった。

訴外[redacted]は，上記の意見書の提言を踏まえ，ＯＳＺ案件について，中立かつ公正な第三者委員会による再調査をするよう，被告会社の複数の関係者に説得してきた。

直近では，訴外[redacted]は，平成２９年１１月２１日に実施された被告会社の社外取締役に対するＯＳＺ案件の説明会への同席を，被告菊池と共にＯＳＺ案件を担当している被告会社の法務部員に要請した（**甲５**）。

３　本件配転命令

被告菊池及び被告松下は，上記第２・２・（３）で述べた訴外[redacted]の活動に時期的に近接した同月３０日に，被告会社の人事本部長と共に訴外[redacted]と面談し，被告松下作成の同日付け「指導書」と題する書面（**甲６**）を示し，同氏に対し，平成３０年１月１日付けでＯＣＡＰ　ＣＧＤマネージャー、ＯＣＳＭ法務部長及び被告会社法務部長付の職を解き，被告会社の新設部署の

ガバメントアフェアーズ統括室への異動を告知した（以下，「**本件配転命令**」という）。

上記の指導書（**甲６**）に記載の指導内容は，訴外[redacted]の指揮の下にＯＣＮ法務部が上記第２・２・（３）で述べたＤｅｌｏｉｔｔｅの意見書を取得した手続にかかるものであった。

本件配転命令は，平成２９年１２月頃，被告会社内で公示され（**甲７**），下記第２・４で述べる原告の抗議を受けても，今日に至るまで撤回されていない（**甲８**）。

４　原告のＳ調査委員会報告書に対する意見及び本件配転命令に対する抗議

原告は，訴外[redacted]より，本件配転命令及びこれに関連する事実関係（**甲５及び甲６**）を聴取し，本件配転命令がＯＳＺ案件に関する同氏の活動に対する報復人事であり，被告会社の公益通報者保護法第５条違反及びパワーハラスメントによる職場環境配慮義務違反のおそれが高いと判断した。

原告は，上記第２・３で述べた本件配転命令の告知後の同月６日に，弁護士職務基本規程第５１条（違法行為に対する措置）に基づき，被告会社の社外取締役らに対してメールにて通報し，本件配転命令に対する抗議並びにＳ調査委員会報告書の問題点及びＯＳＺ案件について再調査を求める意見を述べた（**甲９及び甲１０**）。

原告は，同月１１日に，被告会社のコンプライアンス部及び被告松下含む人事部に上記の社外取締役宛メールを転送し，通報及び抗議をした（**甲１１及び甲１２**）。

原告は，同月１９日に，被告会社の人事部，コンプライアンス部，法務部及びＯＣＡＰ関係者に対し，同月２０日には被告会社の内部統制統括部，ＣＳＲ本部，総務部，財務本部及び広報ＩＲ部に対し，本件配転命令に対する抗議の声明としてメールを送信した（**甲１３及び甲１４**）。

原告は，上記のメール（**甲１３及び甲１４**）において，原告の社外取締役

らに対する通報メール（**甲９**），原告作成の通知書（**甲１０**），被告会社のコンプライアンス部及び人事部に対する通報及び抗議のメール（**甲１１及び甲１２**）並びに原告と被告会社のチーフコンプライアンスオフィサー及び外部弁護士（Ｍｏｒｇａｎ，　Ｌｅｗｉｓ　＆　Ｂｏｃｋｉｕｓ）と間のＳ調査委員会報告書に関する意見交換のメール（**甲１５の１及び２**）を添付し，関係部署に対し，抗議の概要を摘示した。

原告は，上記の意見交換のメールにおいて，原告の通知書（**甲１０**）で指摘したＳ調査委員会報告書の問題点の要約として，①法律意見を述べず事実調査に留まる点，②事実調査としても贈収賄法令違反の評価に重要な事実（上記第２・２・（３）で述べたＳｑｕｉｒｅ　Ｐａｔｔｏｎ　Ｂｏｇｇｓ　ＬＬＰ及びＢａｋｅｒ　Ｍｃｋｅｎｚｉｅの意見書の存在など）を欠いている点，及び③重要な事実を挙げていても，その評価を歪めている点を述べた（**甲１５の１及び２**）。

被告会社コンプライアンス部は，同月２８日に，原告の通報に対して同日付け「回答書」と題する書面にて，原告が通知書にて指摘したＳ調査委員会報告書の問題点及び本件配転命令への抗議に対し，いずれも問題ないと回答したものの（**甲１６**），原告が被告会社チーフコンプライアンスオフィサーに対して求めたＳ調査委員会報告書にかかる法的分析（**甲１５の１及び２**）を一切示していない。

5　本件措置

上記第２・４で述べた原告の抗議活動に対し，被告菊池及び被告松下は，同月２０日に，原告と面談し，被告菊池作成の同日付け「メール利用停止について」と題する書面（**甲１７**）を示し，原告の被告会社メールサーバに対するアクセス権を停止すると告知した。

なお，被告菊池の上記の告知にも関わらず，被告会社は，原告の被告会社メールサーバに対するアクセス権の停止のみならず，被告会社での日常業務一

般に利用するＩＢＭ　Ｌｏｔｕｓ　Ｎｏｔｅｓサーバに対する一切のアクセス権を削除した（以下，「**本件措置**」という）。

被告菊池及び被告松下は，被告会社ＩＴ本部より，本件措置の内容の説明を受けたにも関わらず，これを要請し，原告に対して告知しなかった（**甲２０**）。

原告は，同月２５日に，被告会社に対し，本件配転命令及び本件措置に抗議する通知をしたところ（**甲１８の１及び２**），被告会社は，被告菊池作成の同月２８日付け「回答書」と題する書面にて回答し（**甲１９**），今日まで本件配転命令及び本件措置を撤回していない。

原告は，本件措置が被告菊池及び被告松下の説明と異なり広範な範囲に及ぶものであることを事後的に知り，平成３０年１月９日に，被告会社に対してこれを通知した（**甲２０の１及び２**）。

６　被告会社の責任

（１）被告会社の公益通報者保護法違反

公益通報者保護法第５条１項は，「事業者は，その使用し，又は使用していた公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として，当該公益通報者に対して，降格，減給その他不利益な取扱いをしてはならない。」と定める。

同法第２条１項柱書は，公益通報の定義について，「労働者・・・が，不正の利益を得る目的，他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく，その労務提供先・・・について通報対象事実が生じ，又はまさに生じようとしている旨を，当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）・・・に通報することをいう」と定める。

上記のとおり，原告は，被告会社の贈収賄法令違反リスク（これには，公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第３１９号に定める不正競争防止法も含まれる）及び訴外[redacted]に対する本件配転命令の公益通報者保護法違

反のおそれを，労務提供先である被告会社の社外取締役及び被告会社の関係部署に通報しており（**甲９及び甲１１ないし甲１４**），原告のメール送信は，同法に定める「公益通報」に該当する。

よって，本件措置は，原告の公益通報に対する不利益取扱いであり，同法第５条１項に違反する。

（２）被告会社の職場環境配慮義務違反，不法行為及び使用者責任

労働契約法第５条は，「使用者は，労働契約に伴い，労働者がその生命，身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう，必要な配慮をするものとする」とし，使用者の労働者に対する職場環境配慮義務を定める。

使用者の職場環境配慮義務には，職場の上司がその職制上の地位や権限を濫用した部下に対する嫌がらせ行為（パワーハラスメント）を未然に防ぐ義務や，公益通報者保護法遵守のための実効性のある内部通報制度を整備・運用する義務が含まれる（平成２８年１２月９日付け消費者庁「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（以下，「**本ガイドライン**」という））。

実効性のある内部通報制度の整備・運用には，通報者に対する解雇その他不利益な取扱いの禁止があり，これには事実上の嫌がらせ等も含まれる（本ガイドライン１０頁）。

被告菊池及び被告松下による本件措置は，原告の公益通報者保護法上保護される通報に対し，メールサーバのみならず被告会社における日常業務一般に必要不可欠なＩＢＭ　Ｌｏｔｕｓ　Ｎｏｔｅｓサーバに対する一切のアクセス権を削除するという事実上の嫌がらせであり，またパワーハラスメントにも該当することから，被告会社の労働契約上の職場環境配慮義務違反は明らかであり，民法第４１５条に基づく責任が成立する。

また，原告は，被告会社の代表取締役に対し，本件措置の撤回を要求したにも関わらず（**甲１８の１及び２**），被告会社は，被告菊池名義の回答でこれ

を拒否した以上（**甲１９**），被告会社について同法第７０９条に基づく責任が成立することも明らかである。

さらに，後述のとおり，被告菊池及び被告松下による本件措置について，原告に対する不法行為が成立し，これが被告菊池及び被告松下の職務を執行するにつき行なわれたものであるから，被告会社について同法第７１５条に基づく責任が成立する。

7　被告菊池及び被告松下の責任

上記第２・１・（２）のとおり，被告菊池は，原告の直属の上司であり，原告に対し，本件措置を書面にて告知した（**甲１７**）。

また，被告松下は，被告会社の人事本部人事部長であり，被告菊池と共に，本件措置を被告会社ＩＴ本部に要請した（**甲２０の１及び２**）。

本件措置は，被告菊池及び被告松下による訴外[redacted]にかかる本件配転命令への原告の抗議に対して実施されたもので，原告の抗議活動を妨害するという不当な動機に基づきなされたものである。

原告は，本件措置により，被告会社における日常業務一般に必要不可欠なＩＢＭ　Ｌｏｔｕｓ　Ｎｏｔｅｓサーバに対する一切のアクセス権を削除され，本件配転命令及び本件措置に対する抗議のみならず，日常業務一般を行なえない状態にあり，その不利益の程度は甚大である（**甲２０の１及び２**）。

以上より，被告菊池及び被告松下による本件措置は，原告の抗議活動を妨害するという不当な動機に基づくものであり，また原告の被る不利益の程度も甚大であることから，原告に対するパワーハラスメントに該当することは明らかであり，両氏について，民法第７０９条に基づく責任が成立する。

8　被告ら相互の責任関係

被告会社，被告菊池及び被告松下の間には，原告の抗議活動を妨害する目的で本件措置を実施し，相互に利用補充関係が認められるから，主観的関連共同及び客観的関連共同があり，民法第７１９条に基づき連帯して責任を負う。

9　原告の損害

原告が被告らによる本件措置によって被った精神的損害は，５００万円を下らない。

第3　まとめ

よって，原告は，被告会社に対して民法第４１５条，７０９条，７１５条及び７１９条に基づき，被告菊池に対して同法第７０９条及び７１９条に基づき，被告松下に対して同法第７０９条及び７１９条に基づき，連帯して金５００万円及び不法行為の日である平成２９年１２月２０日から支払い済みまで同法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

証　拠　方　法

1	甲１号証	ホームページ出力物
2	甲２号証	「最終報告書」
3	甲３号証	ホームページ出力物
4	甲４号証	ホームページ出力物
5	甲５号証	電子メール出力物
6	甲６号証	「指導書」
7	甲７号証	電子メール出力物
8	甲８号証	「２０１８年１月１日付け異動について」
9	甲９号証	電子メール出力物
１０	甲１０号証	「通知書」
１１	甲１１号証	電子メール出力物
１２	甲１２号証	電子メール出力物
１３	甲１３号証	電子メール出力物
１４	甲１４号証	電子メール出力物
１５	甲１５号証の１及び２	電子メール出力物
１６	甲１６号証	「回答書」
１７	甲１７号証	「メール利用停止について」
１８	甲１８号証の１及び２	通知書（内容証明郵便）
１９	甲１９号証	回答書（内容証明郵便）
２０	甲２０号証の１及び２	通知書（内容証明郵便）

附　属　書　類

1	訴状副本	３通
2	甲１ないし２０号証の２（写し）	各４通
3	資格証明書	１通

別　紙

当　事　者　目　録

〒１６３－０９１４　東京都新宿区西新宿２丁目３番１新宿モノリス
オリンパス株式会社（送達場所）
電　話　０３－６９０１－３９６２
ＦＡＸ　０３－３３４０－２３８９
原　　告　　榊　原　拓　紀

（登記事項証明書上の本店所在地）
〒１９２－８５０７　東京都八王子市石川町２９５１番地
（実際上の本店所在地）
〒１６３－０９１４　東京都新宿区西新宿２丁目３番１新宿モノリス
被　　告　　オリンパス株式会社
上記代表者代表取締役　　笹　　宏　行

同　　所
被　　告　　菊　池　勉

同　　所
被　　告　　松　下　あゆむ

原　　告　　榊　原　拓　紀
被　　告　　オリンパス株式会社
被　　告　　菊　池　　勉
被　　告　　松　下　あゆむ

証　拠　説　明　書

平成３０年１月１９日

東京地方裁判所民事部　御中

原　　告　　榊　　原　　拓　　紀

号　証	標　　目 （原本・写しの別）		作　成 年月日	作　成　者	立　証　趣　旨	備考
甲1	ホームページ出力物（「弁護士検索」のページ）	原本	平成 30.1.19	原本	原告が，被告会社に所属する組織内弁護士である事実	
甲2	「最終報告書」と題する書面	写し	平成 27.10.29	外国法事務弁護士 池田祐久 弁護士　木目田裕 弁護士　渋谷卓司	被告会社が，OSZ案件について社内調査を実施した結果，贈収賄法令違反の行為は認められないと結論づけた事実	
甲3	ホームページ出力物（「当社及び当社子会社に関する一部報道について」と題するページ）	原本	平成30. 1.19	被告会社	被告会社が，OSZ案件についてS調査委員会報告書の結論を踏まえ，適時開示にて贈収賄法令違反の行為は認められないと発表した事実	
甲4	ホームページ出力物（「FACTA ONLINE」のページ）	原本	平成 30.1.19	ファクタ出版株式会社	S調査委員会報告書が，報道機関の一部報道によって公開情報となっている事実	

甲5	電子メール出力物（平成29.11.17～平成29.11.20）	原本	平成29.11.20	訴外[redacted]	訴外[redacted]が，平成29.11.21に実施されたOSZ案件にかかる被告会社の社外取締役に対する説明会への同席を被告会社のOSZ案件担当の法務部員に求めた事実	
甲6	「指導書」と題する書面	写し	平成29.11.30	被告松下	被告会社，被告菊池及び被告松下が，訴外[redacted]の指揮の下にOCN法務部がDeloitteより意見書を取得した手続に関して，指導した事実	
甲7	電子メール出力物（平成29.12.4～平成29.12.5）	原本	平成29.12.5	訴外[redacted]ほか	被告会社が，訴外[redacted]にかかる本件配転命令を社内に内示した事実	
甲8	「2018年1月1日付け異動について」と題する書面	写し	平成29.12.25	被告松下	被告会社が，訴外[redacted]にかかる本件配転命令を撤回していない事実	
甲9	電子メール出力物（平成29.12.6）	原本	平成29.12.6	原告	原告が，被告会社の社外取締役に対し，訴外[redacted]にかかる本件配転命令への抗議及びS調査委員会報告書の問題点に関する意見を述べた事実	
甲10	「通知書」と題する書面	原本	平成29.12.6	原告	原告が，S調査委員会報告書の問題点を指摘し，OSZ案件について再調査を求める意見を述べた事実	

甲11	電子メール出力物(平成29.12.11～平成29.12.13)	原本	平成29.12.13	原告，被告松下ほか	原告が，被告会社のコンプライアンス部に対し，訴外[redacted]に関する本件配転命令への抗議の通報をした事実	
甲12	電子メール出力物（平成29.12.6～平成29.12.12）	原本	平成29.12.12	原告及び被告松下	原告が，被告松下含む被告会社の人事部に対し，訴外[redacted]に関する本件配転命令への抗議をした事実	
甲13	電子メール出力物（平成29.12.19）	原本	平成29.12.19	原告	原告が，OSZ案件に関係する被告会社の人事部，コンプライアンス部，法務部及びOCAP関係者に対し，訴外[redacted]に関する本件配転命令への抗議の声明を告知した事実	
甲14	電子メール出力物（平成29.12.20）	原本	平成29.12.20	原告	原告が，OSZ案件に関係する被告会社の内部統制統括部，CSR本部，総務部，財務本部及び広報IR部に対し，訴外[redacted]に関する本件配転命令への抗議の声明を告知した事実	
甲15の1	電子メール出力物(平成29.12.12～平成29.12.15)	原本	平成29.12.15	原告ほか	原告が，被告会社のチーフコンプライアンスオフィサー及びMorgan, Lewis & Bockiusの米国弁護士との間で，OSZ案件にかかるS調査委員会報告書の問題点について意見交換した事実	

甲15の2	反訳書	写し	平成 30.1.19	原告	同上	
甲16	「回答書」と題する書面	原本	平成 29.12.28	被告会社コンプライアンス部	被告会社コンプライアンス本部が，原告の指摘したS調査委員会報告書の問題点及び本件配転命令への通報に対し，いずれも問題ないと回答した事実	
甲17	「メール利用停止について」と題する書面	原本	平成 29.12.20	被告菊池	被告菊池及び被告松下が，OSZ案件に関する原告の抗議のメール送信に対し，原告の被告会社メールサーバに対するアクセス権を停止すると告知した事実	
甲18の1	通知書（内容証明郵便）	原本	平成 29.12.25	原告	原告が被告会社に対し，訴外[redacted]に関する本件配転命令及び原告に関する本件措置に対して抗議し，撤回を求めた事実	
甲18の2	配達証明書	原本	平成 29.12.26	日本郵便株式会社新宿郵便局	甲17号証の1の文書が被告会社に対して配達された事実	
甲19	回答書（内容証明郵便）	原本	平成 29.12.28	被告菊池	被告会社が，本件措置について「メール利用を停止」とのみ説明している事実及び訴外[redacted]に関する本件配転命令及び原告に対する本件措置を撤回しないと告知	

					した事実	
甲20の1	通知書（内容証明郵便）	原本	平成30.1.9	原告	本件措置は，原告の被告会社Lotus Notesサーバに対する一切のアクセス権を削除するものであった事実並びに被告菊池及び被告松下が本件措置の内容を認識しつつ被告会社IT本部に要請した事実	
甲20の2	配達証明書	原本	平成30.1.10	日本郵便株式会社新宿郵便局	甲20号証の1の文書が被告会社に対して配達された事実	

甲第 / 号証

ひまわり 第二東京弁護士会

榊原 拓紀